

## 長野市まちづくり意見等公募制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市の重要な政策案等について、その政策形成過程の情報を市民等に提供し、その意見、情報及び専門的な知識等（以下「意見等」という。）の提出を広く求め、政策決定に反映させる機会の確保を図ることにより、市民参加型の開かれた透明性の高い市政運営を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。

(対象)

第3 本制度の対象は、次の各号に掲げるもののうち庁議において公表を決定したものである。ただし、法令に基づくものは対象としないことがある。

- (1) 政策の基本方針を決める計画の策定
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する事業。ただし、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。
- (3) 審議会等の諮問事項
- (4) その他実施機関が特に必要と認めるもの

(情報提供の時期等)

第4 実施機関は、第3各号に掲げる計画等の立案（以下「計画案」という。）をしようとするときは、あらかじめ意思の決定を行う前に、次の各号に掲げる情報を公表するものとする。

- (1) 計画案及びその概要
- (2) 作成した趣旨、目的、背景及び論点等
- (3) その他参考資料

(情報提供の方法)

第5 情報提供をするときは、次に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、意見等の提出先、提出方法及び提出期限並びに意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

- (1) 広報なごの
- (2) 長野市ホームページ
- (3) 行政資料コーナー
- (4) 市民会議
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

(意見等の提出)

第6 実施機関は、情報提供後、市民等が意見等を提出するのに必要な期間として、1箇月程度の提出の期間を確保するものとする。

2 意見等を記載した文書等の提出方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、意見等の提出に当たっては、住所、氏名又は団体名等及び電話番号の明示を求めるものとする。

- (1) 郵便
  - (2) ながの電子申請サービス
  - (3) 電子メール
  - (4) ファクシミリ
  - (5) 市民会議における意見の提出
  - (6) その他実施機関が必要と認める方法
- 3 実施機関は、計画案等についての意見等を提出した個人又は団体の氏名、名称及びその他の属性に関する事項を公表するときは、本人の承諾を得るものとする。
- (市民会議の開催)
- 第7 実施機関は、市民会議を開催しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定め、計画案等の公表と同時に明示するものとする。
- (1) 市民会議の日時及び場所
  - (2) 市民会議において意見又は情報の提出をすることができる者の範囲
  - (3) その他市民会議の開催に必要な事項
- (意見等の聴取)
- 第8 実施機関は、第6に掲げる意見等の提出に加え、市民アンケート、市政モニター、公聴会等による意見等の聴取に努めるものとする。
- (意見等の取扱い及び公表)
- 第9 実施機関は、提出された意見等を考慮し、計画案等についての意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により計画案等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等及びその意見等に対する実施機関の考え方（意見等を反映できなかったときはその理由を含む。）を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより意見等を提出した個人又は団体の権利、利益等を害するおそれがあるときは、その全部又は一部を公表しないことがある。
- 3 公表の方法は、第5各号に掲げる方法によるものとする。
- (補則)
- 第10 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月10日から施行する。